

「店頭暗号資産証拠金取引約款」新旧対照表

新	旧
<p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(取引口座)</p> <p>第4条 お客様は、次に掲げる要件をすべて満たす場合に本取引口座の開設を申込みことができるものとし、当社が承諾した場合に限り本取引口座を開設することができるものとします。<u>なお、取引担当者とは、本取引及びこれに付随する行為について法人のお客様の代表者より代理権を付与され、当社に本取引の責任者として届け出があった者をいいます。</u></p> <p><u>(個人のお客様の場合)</u></p> <p>①～⑥ (略)</p> <p><u>(法人のお客様の場合)</u></p> <p>①日本国内で本店又は支店が登記されている法人であること</p> <p>②株式会社、合同会社又は有限会社であること</p> <p>③代表者、取引担当者が日本国内に居住する個人であること</p> <p>④お客様の役員、取引担当者又は実質的支配者等が、<u>暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等又はこれらに準ずる者でないこと</u></p> <p>⑤お客様の役員、取引担当者又は実質的支配者等が、<u>外国PEP s に該当しないこと</u></p> <p>⑥本約款及び当社が定める本取引に関するルールに同意していること</p> <p>⑦代表者又は取引担当者において本取引に係るリスク及び商品性格を十分に理解していること</p> <p>⑧インターネットを通じた取引、確認及び管理が行なえること</p> <p>⑨当社の定めに従い取引を行なえること</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(取引口座)</p> <p>第4条 お客様は、次に掲げる要件をすべて満たす場合に本取引口座の開設を申込みことができるものとし、当社が承諾した場合に限り本取引口座を開設することができるものとします。</p> <p>(追加)</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>(新規)</p> <p>2～3 (略)</p>

第5条～第16条 (略)

(取引の制限)

第16条 当社は、次の各号のいずれかに該当した場合、お客様からの新たな注文を受付けないことができるものとします。

① (略)

②「犯罪収益移転防止法」等の法令、本約款及びその他の規程等に違反、又は違反する疑いがあると当社が判断し、その調査を行うとき

③～⑥ (略)

第17条～第27条 (略)

(定期報告書)

第28条 当社は、次に掲げる内容の書面を電磁的な方法又は当社が必要と認めた場合に限り書面によって、お客様に交付するものとします。

第29条～第30条 (略)

(解約)

第31条 次に掲げる各号に該当した場合、本取引口座を解約できるものとします。ただし、解除時においてお客様が本取引に係る未決済建玉を有している場合、又はお客様が当社に対する債務を負担している場合、必要な限度において本約款が適用されるものとします。

①～② (略)

③お客様が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった

第5条～第16条 (略)

(取引の制限)

第16条 当社は、次の各号のいずれかに該当した場合、お客様からの新たな注文を受付けないことができるものとします。

① (略)

②「犯罪収益移転防止法」等の法令、本約款及びその他の規程等に違反、または違反する疑いがあると当社が判断し、その調査を行うとき

③～⑥ (略)

第17条～第27条 (略)

(定期報告書)

第28条 当社は、次に掲げる内容の書面を電磁的な方法または当社が必要と認めた場合に限り書面によって、お客様に交付するものとします。

第29条～第30条 (略)

(解約)

第31条 次に掲げる各号に該当した場合、本取引口座を解約できるものとします。ただし、解除時においてお客様が本取引に係る未決済建玉を有している場合、又はお客様が当社に対する債務を負担している場合、必要な限度において本約款が適用されるものとします。

①～② (略)

③お客様が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった

時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等又はこれらに準ずる者であると判明し、当社が解約を通告した場合

④お客様による、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、当社との取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為、又は、風説の流布若しくは偽計・威力を用いて当社の信用を毀損若しくは当社の業務を妨害する行為等に起因し、当社がお客様に解約を通告した場合

⑤～⑥（略）

第32条～第36条（略）

（禁止事項）

第37条 お客様は、本サービスの利用に関連して、次の行為を行ってはならないものとします。

1 暗号資産関連取引（一般社団法人日本暗号資産取引業協会の自主規制定義集で定義された意味を有します。以下、本条において同じ。）のため又は暗号資産（暗号資産の指数を含みます。以下、本条において同じ。）の価格の変動を図る目的のために行う次に掲げる行為

（1）行為者が直接経験又は認識していない合理的な根拠のない事実を不特定多数の者に流布すること

（2）（略）

（3）暴行又は脅迫を用いること

2 暗号資産の価格に人為的な操作を加え、これを変動させる行為として、次に掲げる取引

（1）～（3）（略）

（4）他人を暗号資産関連取引に誘引する目的で、暗号資産の価格が自己又は他人の市場操作によって変動する旨を流布させ、又は重要な事項につき虚偽又は誤解を生じさせる表示を故意に行う取引

時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等またはこれらに準ずる者であると判明し、当社が解約を通告した場合

④お客様による、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、当社との取引に関して脅迫的な言動もしくは暴力を用いる行為、または、風説の流布もしくは偽計・威力を用いて当社の信用を毀損もしくは当社の業務を妨害する行為等に起因し、当社がお客様に解約を通告した場合

⑤～⑥（略）

第32条～第36条（略）

（禁止事項）

第37条 お客様は、本サービスの利用に関連して、次の行為を行ってはならないものとします。

1 暗号資産関連取引（一般社団法人日本暗号資産取引業協会の自主規制定義集で定義された意味を有します。以下、本条において同じ。）のためまたは暗号資産（暗号資産の指数を含みます。以下、本条において同じ。）の価格の変動を図る目的のために行う次に掲げる行為

（1）行為者が直接経験または認識していない合理的な根拠のない事実を不特定多数の者に流布すること

（2）（略）

（3）暴行または脅迫を用いること

2 暗号資産の価格に人為的な操作を加え、これを変動させる行為として、次に掲げる取引

（1）～（3）（略）

（4）他人を暗号資産関連取引に誘引する目的で、暗号資産の価格が自己または他人の市場操作によって変動する旨を流布させ、または重要な事項につき虚偽または誤解を生じさせる表示を故意に行う取引

<p>(5) 暗号資産の価格を釘付けし、固定し、<u>又は安定</u>させる目的をもって行う一連の暗号資産関連取引に係る取引</p> <p>3 架空の名義<u>又は他人</u>の名義など本人名義以外の名義で行う取引</p> <p>4～5 (略)</p> <p>6 当社がお客様からご申告いただく情報に関し、<u>虚偽</u>又は故意に誤った情報を申告すること。</p> <p>(2021年7月<u>施行</u>)</p>	<p>(5) 暗号資産の価格を釘付けし、固定し、または安定させる目的をもって行う一連の暗号資産関連取引に係る取引</p> <p>3 架空の名義または他人の名義など本人名義以外の名義で行う取引</p> <p>4～5 (略)</p> <p>6 当社がお客様からご申告いただく情報に関し、<u>虚偽</u>または故意に誤った情報を申告すること。</p> <p>(2021年5月施行)</p>
--	--